

静岡県告示第 304 号

基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 8 日

静岡県知事 川 勝 平 太

基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱

第 1 趣旨

この要綱は、静岡県盛土等の規制に関する条例（令和 4 年静岡県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する生活環境の保全上の支障を防止するための措置の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

- (1) この要綱において「基準不適合土砂等」とは、別表 1 に掲げる物質の種類について条例第 7 条に規定する土砂基準（以下単に「土砂基準」という。）に適合しない土砂等であって、土砂基準に適合しない状態が専ら自然に由来すると認められるものをいう。
- (2) この要綱において「国土交通省マニュアル」とは、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」（平成 22 年 3 月 建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会）をいう。

第 3 生活環境の保全上の支障を防止するための措置

条例第 8 条第 1 項第 3 号の生活環境の保全上の支障を防止するための措置（以下「生活環境保全措置」という。）とは、基準不適合土砂等による周辺の土地の土壌及び地下水の汚染を防止する措置であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 40 条に規定する方法により実施するものであって、別表第 2 に掲げる措置
- (2) 国土交通省マニュアルに定める措置
- (3) 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 1 条第 5 号イに規定する自然由来等土壌構造物利用施設に係る同令第 4 条及び第 5 条の基準を満たす措置（水銀及びその化合物に係る基準不適合土砂等に係る措置を除く。）

第 4 知事が適切と認める基準

- 1 知事は、基準不適合土砂等を用いて盛土等を行おうとする者が講ずる生活環境保全措置が次の(1)から(4)までの事項のいずれにも該当する場合には、当該生活環境保全措置を適切と認めるものとする。
 - (1) 土壌汚染対策法施行規則第 2 条に規定する方法もしくは国土交通省マニュアルに定める方法により基準不適合土砂等の状況を調査したものであること。
 - (2) 生活環境保全措置の選定にあたっては、基準に適合しない物質の種類、基準の種類に応じて、周辺地盤及び地下水の状況を考慮し、必要な生活環境保全措置が講じられていること。

- (3) 土壌汚染対策法施行規則別表第8に掲げる実施措置の実施の方法もしくは国土交通省マニュアルに定める方法により、生活環境保全措置が適切に実施されていることを継続的に確認すること。
 - (4) 生活環境保全措置を行った後、当該措置を行った土地の区域（以下「生活環境保全措置区域」という。）の管理の継続性が担保されていること。
- 2 基準不適合土砂等を用いて行おうとする盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許認可等の手続において認められた事業の区域において採取された土砂等のみを用いて当該事業の区域において行われるものでない場合にあっては、1の規定にかかわらず、知事は、生活環境保全措置を適切と認めないものとする。

第5 生活環境保全措置の確認の方法

- 1 生活環境保全措置を行おうとする者は、その措置内容が第4に定める基準に適合するものであることについて、次に掲げる事項を記載した書類を提出して知事の確認を受けるものとする。
- (1) 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 生活環境保全措置を行った区域の位置及び面積
 - (3) 生活環境保全措置を行う期間
 - (4) 生活環境保全措置に供される基準不適合土砂等の量
 - (5) 採取場所における基準不適合土砂等の状況及びその調査方法（基準不適合となった物質の種類、基準の種類及びその濃度）
 - (6) 生活環境保全措置の内容
 - (7) 生活環境保全措置を選択した理由
 - (8) 生活環境保全措置区域の管理方法
 - (9) 生活環境保全措置区域及びその周辺の地下水等モニタリングの方法及びその期間
 - (10) その他知事が求める事項
- 2 知事は、1の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは学識経験者に意見を聴取することができる。
- 3 知事は、1の確認において、生活環境の保全上の支障を防止するための措置として適切と認めるときは、その内容を確認した旨を通知する。

第6 土壌汚染対策法第14条に基づく区域指定の申請

生活環境保全措置を行った場合、当該措置を完了した後、生活環境保全措置区域について、土壌汚染対策法第14条の規定による区域指定の申請を行い、同条による区域指定を受けるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1（第 2 関係）

物質の種類
カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
水銀及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
ひ素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物

別表 2（第 3 (I) 関係）

汚染の除去等の措置
イ 原位置封じ込め
ロ 遮水工封じ込め
ハ 遮断工封じ込め
ニ 不溶化

例示様式 1

生活環境保全措置の基準適合確認について

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 〔 法人にあっては、その主たる
事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名 〕

基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱第5の規定により、次のとおり、措置の内容を提出します。

生活環境保全措置区域の位置及び面積	位置： 面積：
生活環境保全措置を行う期間	
生活環境保全措置に供される基準不適合土砂等の量	
採取場所における基準不適合土砂等の状況及びその調査方法	基準不適合となった項目及びその濃度： 調査方法：
生活環境保全措置の内容	
生活環境保全措置を選択した理由	
措置後の生活環境保全措置区域の管理方法	
措置後の生活環境保全措置区域及びその周辺の地下水等モニタリングの方法及び期間	
その他知事が求める事項	